

障害福祉施策の動向

障害者をめぐる法律の動き

年月	法律の動き
H23年 8 月	障害者基本法の改正法が成立（差別権利侵害禁止、社会参加支援は国及び地方公共団体の責務、国民の責務、障害者週間の設置、基本施策についてなど）
H23年10月	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部施行(グループホーム・ケアホーム利用の際の助成(最大1万円)、同行援護の個別給付化)
H24年 4 月	<p>① 利用者負担の見直し－ 利用者負担について、応能負担を原則に － 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減</p> <p>② 障害者の範囲の見直し－ 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化</p> <p>③ 相談支援の充実 － 相談支援体制の強化－ 支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大 市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行・地域定着の個別給付化</p> <p>④ 障害児支援の強化－ 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実－ 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 － 在園期間の延長措置の見直し</p> <p>(その他)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、児童デイサービスに係る利用年齢の特例、事業者の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備等、難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討</p>
H24年 10 月	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 施行
H25年 4 月	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法） 施行</p> <p>※3年後を目処に支給決定の方法や移動支援、就労支援などのあり方を検討</p> <p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（優先調達法） 施行</p> <p>→国の基本方針は平成 25 年 4 月 23 日 ⇒ 県の基本方針 平成 25 年 12 月 16 日・・・市の基本方針平成 26 年 3 月 1 日 策定</p> <p>福祉分野における個人情報に関するガイドライン 実施</p>
H25年 6 月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） 成立⇒平成 28 年 4 月 1 日施行
H25年 7 月	「社会保障審議会障害者部会」、「障害者の地域生活の推進に関する検討会」の再開 ⇒ 障害支援区分、グループホーム一元化、第 4 期障害福祉計画基本指針 について
H25年 9 月	障害者基本計画第 3 次（内閣府） の策定(平成 25 年から平成 29 年度のおおむね 5 年間の計画)
H25年 12 月	<p>「障害者の権利に関する条約」の批准書の寄託</p> <p>H25年 12 月 4 日 締結のための国会承認。H26 年 1 月 20 日の批准書の寄託 平成 26 年 2 月 19 日効力発生</p>

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
 - ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
 - ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

(出典：厚生労働省ホームページ)

鶴岡市障害者就労施設等からの物品等調達方針の策定について

調達方針策定の基本的な考え方

障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、優先調達を効果的に推進するため、既存制度の活用を図りながら、調達方針を策定する。

障害者優先調達推進法の概要

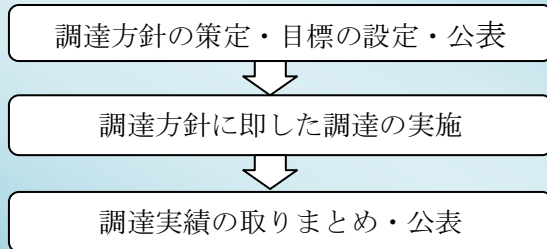
◆目的【第1条】

障害者就労施設（就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センター）等の物品及び役務の受注機会を確保し、障害者の自立の促進を図る。

◆地方公共団体等の責務及び調達の推進【第4条】

- (1) 地方公共団体は、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。
- (2) 地方独立行政法人は、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

【第9条】



◆公契約における障害者の就業を促進するための措置等【第10条】

競争参加資格を定める際、法定雇用率の達成等に配慮する等の措置を講ずるよう努める。

◆障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供【第11条】

障害者就労施設等は、購入者等に物品等に関する情報を提供し、その質の向上及び供給の円滑化に努める。

鶴岡市の調達方針の概要（平成26年度）

1 趣旨

法の規定に基づき、障害者就労施設等からの優先調達に関する基本的な方針を定める。

2 調達の対象となる施設等

就労継続支援事業所(A型・B型)、就労移行支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センター等を定める。

3 調達方針の対象範囲

- (1) 範囲 … 市の全機関（出先機関を含む）
- (2) 品目 … 物品(印刷、雑貨等) 役務(清掃、農作業等)

4 調達の目標

前年度実績を上回る額

5 具体的方策

- (1) 施設等が提供可能な物品・役務に関する情報提供
- (2) 随意契約制度の活用等 随意契約のガイドライン
- (3) 施設等に対する発注時の配慮（納期・発注量等）
- (4) 販売の機会の確保

6 調達方針、調達実績の公表等

毎年度、調達実績を公表し、調達方針を見直す。

7 推進体制

- (1) 必要に応じて、各部局等を対象とする会議等を開催する。
- (2) 物品及び役務の情報管理、提供する。

8 その他

この調達方針の実施について必要な申請及び登録等の事項は、別に定める。

第3次障害者基本計画の特徴

障害者基本計画

障害者基本法に基づき政府が策定する障害者施策に関する基本計画

経緯等

【これまでの計画】

障害者対策に関する長期計画(昭和57年度～平成4年度)
障害者対策に関する新長期計画(平成5年度～平成14年度)
※ 平成5年の障害者基本法成立(心身障害者対策基本法の全面改正)により、同法に基づく基本計画として位置付け
障害者基本計画(平成15年度～平成24年度)

【今回の検討経緯】

平成24年5月以降、障害者基本法改正(平成23年)で新設された障害者政策委員会において調査審議
障害者政策委員会における検討を踏まえ、政府において計画案を作成(計画原案に対しても委員会の意見を聴取)
また、8月23日から9月5日までパブリックコメントを実施

概要(特徴)

① 障害者施策の基本原則等の見直し

障害者基本法改正(平成23年)を踏まえ施策の基本原則を見直し
(①地域社会における共生等, ②差別の禁止, ③国際的協調)
また、施策の横断的視点として、障害者の自己決定の尊重を明記

② 計画期間の見直し

制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、従来10年だった計画期間を5年(平成25年度～平成29年度)に見直し

③ 施策分野の新設

障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定(平成25年)等を踏まえ、以下の3つの分野を新設

7. 安全・安心
防災, 東日本大震災からの復興, 防犯, 消費者保護 等
8. 差別の解消及び権利擁護の推進
障害を理由とする差別の解消の推進, 障害者虐待の防止 等
9. 行政サービス等における配慮
選挙等及び司法手続等における配慮 等

④ 既存分野の施策の見直し

基本法改正や新規立法等を踏まえた既存施策の充実・見直し

- ・ 障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実(Ⅲ.1.(2)(3))
- ・ 精神障害者の地域移行の推進(Ⅲ.2.(2))
- ・ 新たな就学先決定の仕組みの構築(Ⅲ.3.(1))
- ・ 障害者雇用の促進及び就労支援の充実(Ⅲ.4.(1)(2))
- ・ 優先調達の推進等による福祉的就労の底上げ(Ⅲ.4.(3)(4))
- ・ 障害者権利条約の早期締結に向けた手続の推進(Ⅲ.10.(1)) 等

⑤ 成果目標の設定

計画の実効性を確保するため、合計45の事項について成果目標(※)を設定
※ それぞれの分野における具体的施策を総合的に実施することにより、政府として達成を目指す水準

⑥ 計画の推進体制の強化

障害者基本法に基づく障害者政策委員会による実施状況の評価・監視等を明記。障害者施策に関する情報・データの充実を推進

(出典：内閣府ホームページ)

第3次障害者基本計画の概要

I 障害者基本計画（第3次）について

位置付け：障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画

計画期間：平成25(2013)年度から29(2017)年度までの概ね5年間

II 基本的な考え方

1. 基本理念

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、**全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現**（基本法1条）

2. 基本原則

- ① 地域社会における共生等（3条）
- ② 差別の禁止（4条）
- ③ 国際的協調（5条）

3. 各分野に共通する横断的視点

- ① 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ② 当事者本位の総合的な支援
- ③ 障害特性等に配慮した支援
- ④ アクセシビリティの向上
- ⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進

IV 推進体制

1. 連携・協力の確保
2. 広報・啓発活動の推進
3. 進捗状況の管理及び評価（成果目標）
障害者政策委員会による計画の実施状況の評価・監視
4. 法制的整備
5. 調査研究及び情報提供

III 分野別施策の基本的方向

1. 生活支援

障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実 等

2. 保健・医療

精神障害者の地域移行の推進，難病に関する施策の推進 等

3. 教育，文化芸術活動・スポーツ等

新たな就学決定の仕組みの構築，文化芸術活動等の振興 等

4. 雇用・就業，経済的自立の支援

障害者雇用の促進及び就労支援の充実，福祉的就労の底上げ 等

5. 生活環境

住宅の確保，バリアフリー化の推進，障害者に配慮したまちづくり 等

6. 情報アクセシビリティ

放送・通信等のアクセシビリティの向上，意思疎通支援の充実 等

7. 安全・安心

防災，東日本大震災からの復興，防犯，消費者保護 等

8. 差別の解消及び権利擁護の推進

障害を理由とする差別の解消の推進，障害者虐待の防止 等

9. 行政サービス等における配慮

選挙等及び司法手続等における配慮 等

10. 国際協力

権利条約の早期締結に向けた取組，国際的な情報発信 等

※ 緑色の項目（7,8,9）は第3次計画における新規分野

（出典：内閣府ホームページ）

分野別施策の基本的方向

1 生活支援

- ・相談支援体制の構築
- ・在宅サービス等の充実
- ・障害児支援の充実
- ・サービスの質の向上等
- ・人材の育成・確保
- ・福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- ・障害福祉サービス等の段階的な検討

2 保健・医療

- ・保健・医療の充実等
- ・精神保健・医療の提供等
- ・研究開発の推進
- ・人材の育成・確保
- ・難病に関する施策の推進
- ・障害の原因となる疾病等の予防・治療

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

- ・インクルーシブ教育システムの構築
- ・教育環境の整備
- ・高等教育における支援の推進
- ・文化芸術活動、スポーツ等の振興

4 雇用・就業、経済的自立の支援

- ・障害者雇用の促進
- ・総合的な就労支援
- ・障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- ・福祉的就労の底上げ
- ・経済的自立の支援

5 生活環境

- ・住宅の確保
- ・公共交通機関のバリアフリー化の推進等
- ・公共的施設等のバリアフリー化の推進
- ・障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

6 情報アクセシビリティ

- ・情報通信における情報アクセシビリティの向上
- ・情報提供の充実等
- ・意思疎通支援の充実
- ・行政情報のバリアフリー化

7 安全・安心

- ・防災対策の推進
- ・東日本大震災からの復興
- ・防犯対策の推進
- ・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

8 差別の解消及び権利擁護の推進

- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・権利擁護の推進

9 行政サービス等における配慮

- ・行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- ・選挙等における配慮等
- ・司法手続等における配慮等
- ・国家資格に関する配慮等

10 国際協力

- ・国際的な取組への参加
- ・政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- ・国際的な情報発信等
- ・障害者等の国際交流の推進

※緑色の項目(7, 8, 9)は第3次計画における新規分野

(出典：内閣府ホームページ)

障害者の権利に関する条約

条約の趣旨

- 目的: 障害者の人権・基本的自由の享有の確保, 障害者の固有の尊厳の尊重の促進

➡ 障害者の権利の実現のための措置等を規定:

- ◆ 障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定※を含む。)の禁止
- ◆ 障害者の社会への参加・包容の促進
- ◆ 条約の実施を監視する枠組みの設置, 等



※過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等(例:スロープの設置)を行わないこと

条約成立の経緯・締結に向けた国内の取組



2006年12月 国連総会で採択
2007年 9月 我が国が署名
2008年 5月 条約発効

2013年9月1日現在

133カ国・1地域機関が締結済み
(日米を除くG8, 中国, 韓国, EU等)

条約締結に先立ち、障害当事者の意見も踏まえつつ国内法令の整備を推進

2009年12月 「障がい者制度改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)」設置, 当面5年間を障害者制度に係る改革の集中期間に設定
2011年 8月 障害者基本法(改正)
2012年 6月 障害者総合支援法(成立)
2013年 6月 障害者差別解消法(成立), 障害者雇用促進法(改正)

条約締結の意義・必要性

- 障害者の権利の実現に向けた我が国の取組を一層強化
(障害者の自由権的権利(身体的自由・表現の自由等)・社会権的権利(教育・労働等)を促進)
(条約の実施を監視する枠組み, 締結国による報告義務等 →我が国の取組を後押し)
- 人権尊重についての国際協力を一層推進

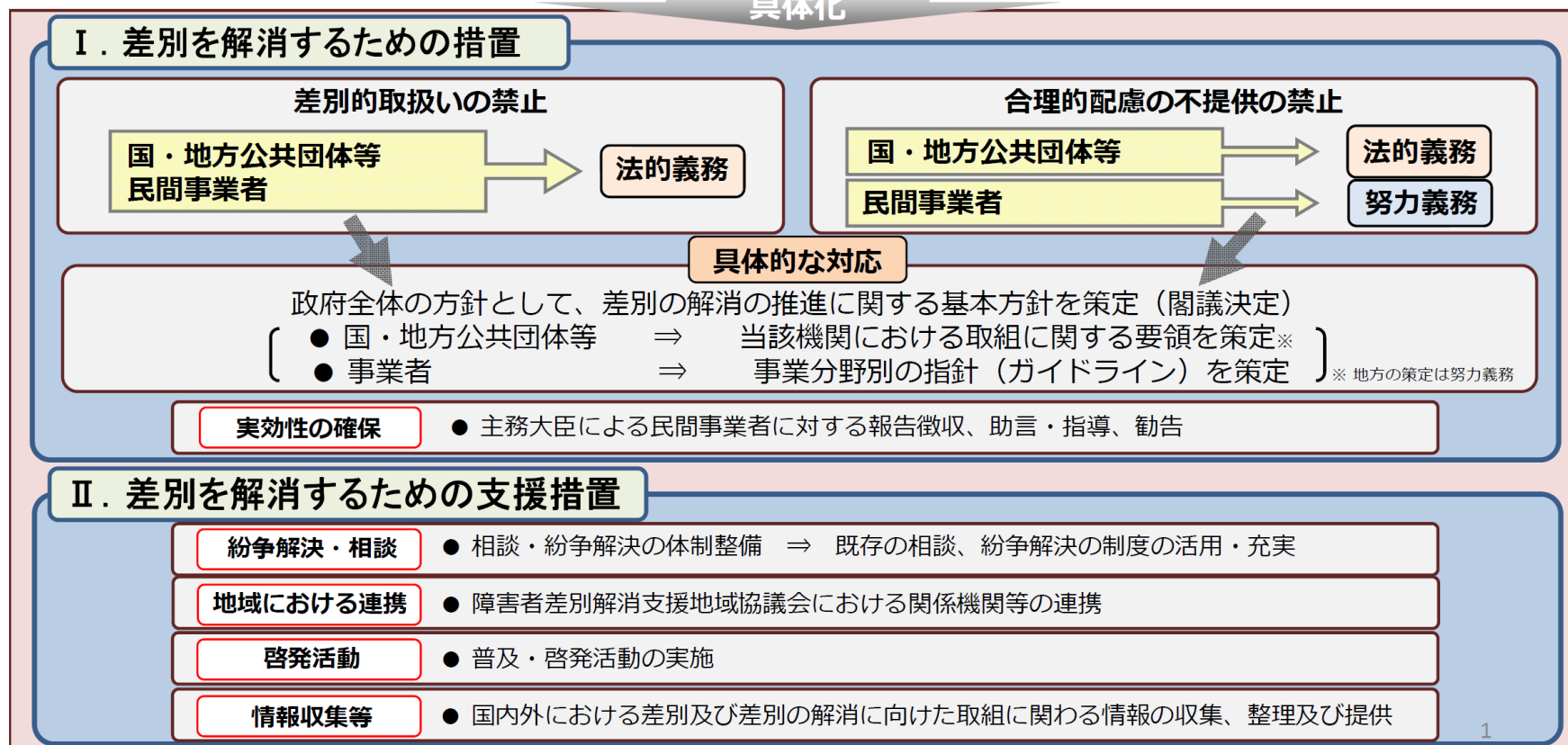


(出典: 内閣府ホームページ)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>〔何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。〕</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>〔社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。〕</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>〔国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。〕</p>
---	---	--	--

具体化



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

（出典：内閣府ホームページ）

指定障害福祉サービス事業所の整備状況

これまで整備された指定障害福祉サービス事業所は下表のとおりです。平成25年度は、相談支援事業所が新たに2箇所指定されています。

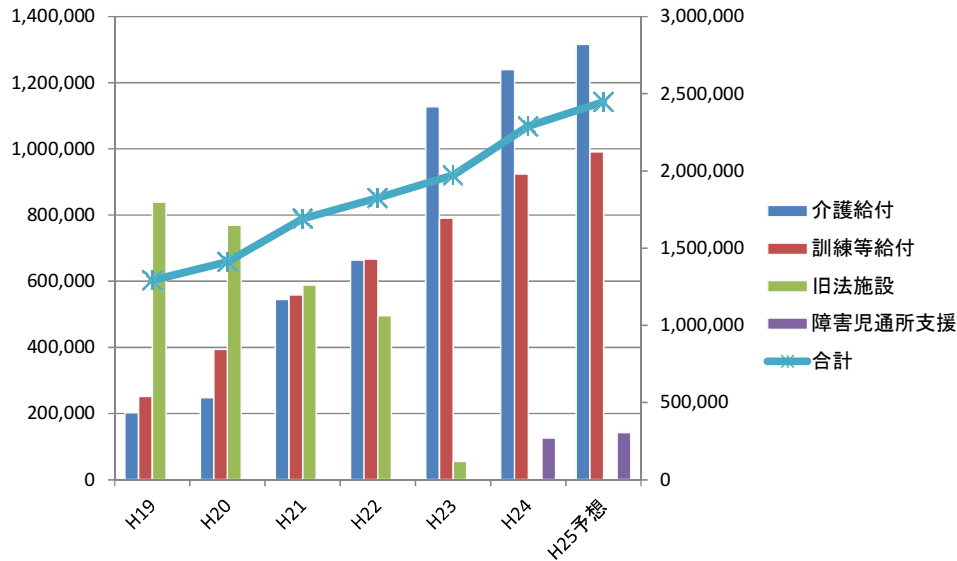
年	提供サービス	事業所（略名となっています）
24年	指定一般相談支援・指定特定相談支援 指定特定相談支援 指定特定相談支援・障害児相談支援 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（B型） 共同生活援助	障害者相談支援センター 地域生活支援センター 翔 障がい者相談支援センターぱすてる 相談支援室 ねこのて あおば学園 多機能事業所 あすか 工房せい 多機能事業所 あすか レインボー広場 まごころ どんぐり えがおホームよつばの里（増） ステップ茶や町荘
25年	指定特定相談支援 指定特定相談支援・障害児相談支援 就労移行支援・就労継続支援B型 共同生活介護 生活介護 自立訓練（生活訓練） 定員変更	愛光園 光の子 多機能型事業所ひかり 一体型指定共同生活介護事業所やすらぎ 作業所月山 多機能型事業所やまびこ グループホーム「よつばの里」 GH、CH 定員7名→9名 すまいるらんどA A型 定員27名→35名 どんぐり GH 定員4名→6名 まごころ GH 定員5→6名 ラブラドール共同生活介護事業所 CH 定員4→5名

障害福祉サービス等の体系

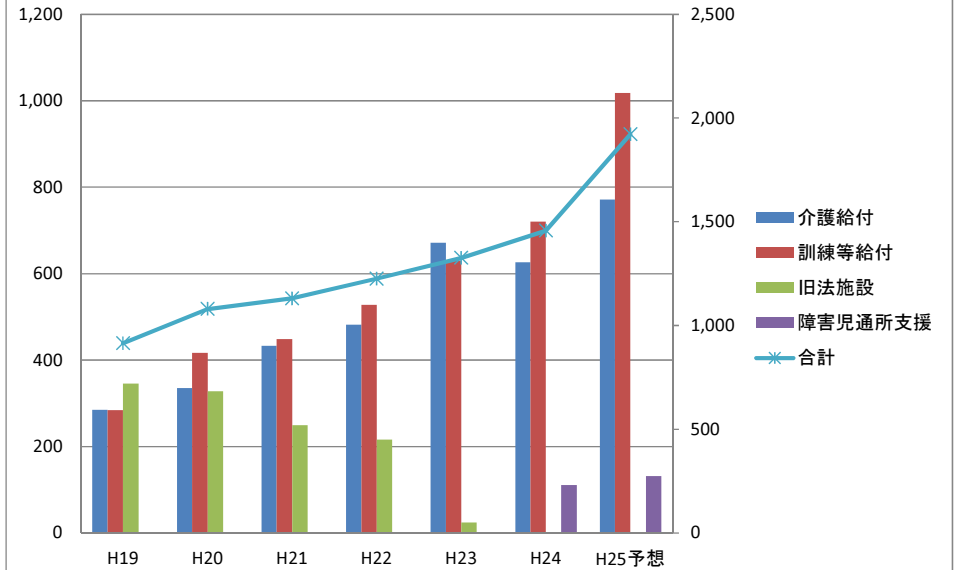
給付区分	サービス名	サービス内容	利用者数	事業所数
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	161	18
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。(平成26年4月から対象者を重度の知的障害者・精神障害者に拡大する予定)	1	18
	同行援護	重度の視覚障害のある人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	5	4
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	0	0
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います	0	0
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	29	7(8)
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います	22	
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	336	9
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	229	4
	共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	74	32
訓練等給付	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能	2	4
	自立訓練(生活訓練)	又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います	102	7
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	26	4
	就労継続支援(A型=雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知	56	2
	就労継続支援(B型)	識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	423	23
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います	85	32

障害福祉サービス等の現状（受給者数と金額の推移）

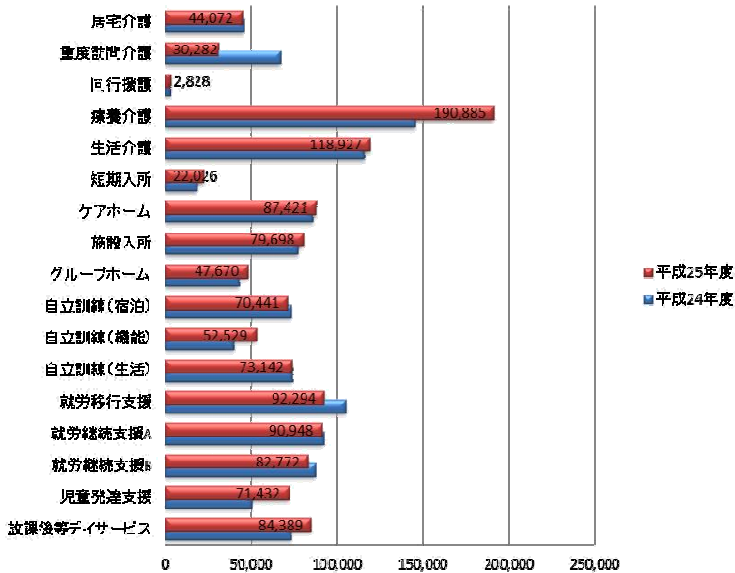
障害福祉サービス等支給金額の推移



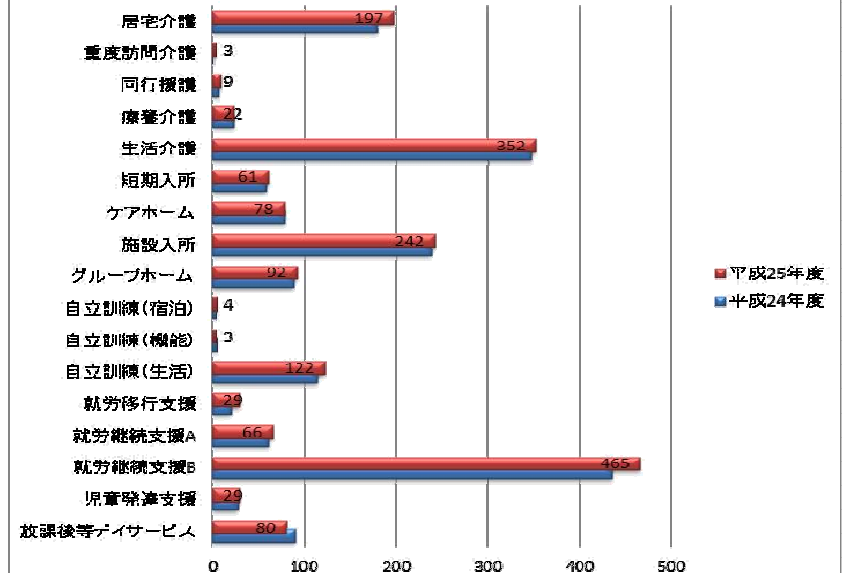
障害福祉サービス等受給者数の推移



サービス種類別の1人当たり費用額

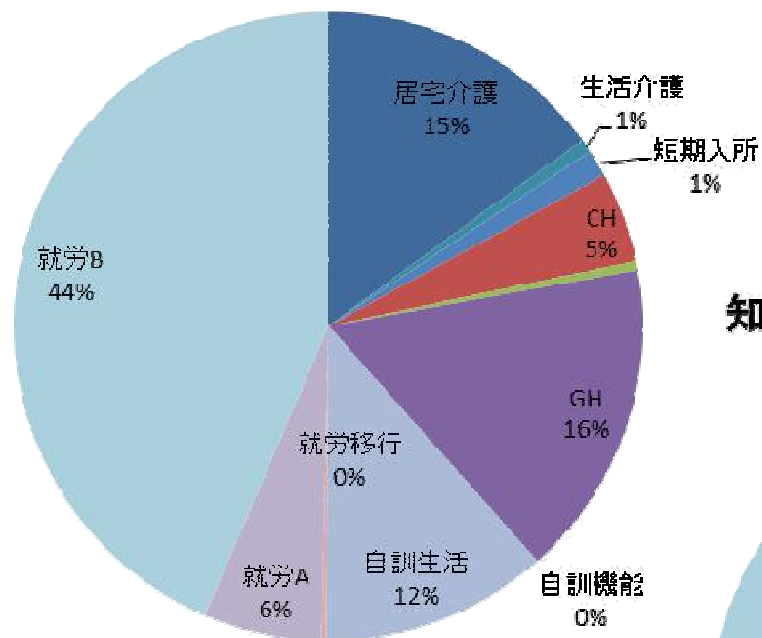


障害福祉サービス利用者人数

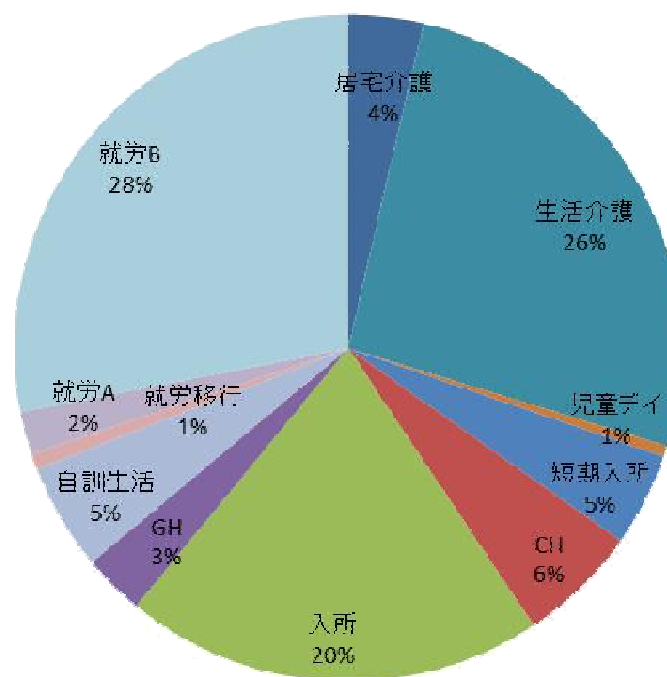


障害福祉サービス等の現状（障害別利用状況）

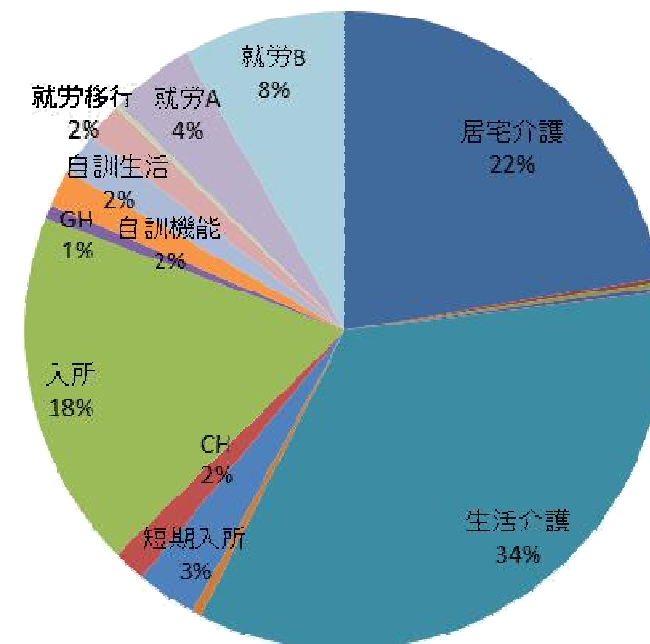
精神障害者のサービス利用状況



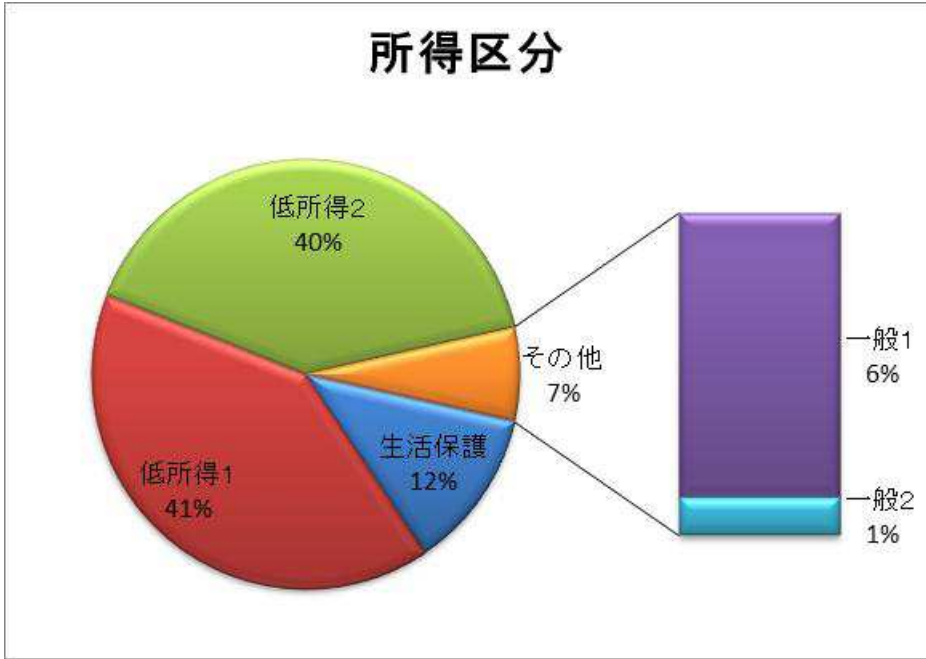
知的障害者のサービス利用状況



身体障害者のサービス利用状況



障害福祉サービス等の現状（利用者負担）



応益負担 と 応能負担

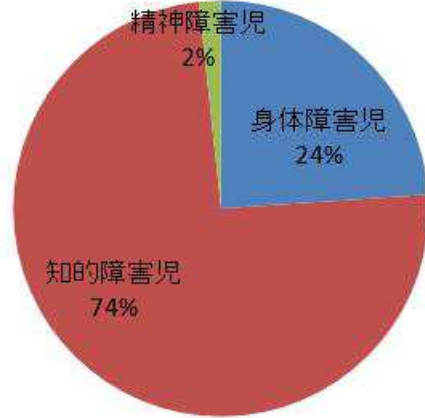
- 18歳以上の場合は利用者とその配偶者世帯の所得
 - 18歳未満の場合は児童を監護する保護者の属する世帯
- 住民基本台帳上の世帯の所得に応じた自己負担の上限月額があります。ただし、上限月額よりもサービスに係る費用の1割の金額の方が低い場合には、その金額を支払います。

受給者の93%は無料で利用されており、利用者負担している9割の方は、4,600円（障害児）または、9,300円が利用上限となっています。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得 1,2	市町村民税非課税世帯	0円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者を除きます ^(注3) 。	9,300円 障害児 4,600円
一般 2	上記以外	37,200円

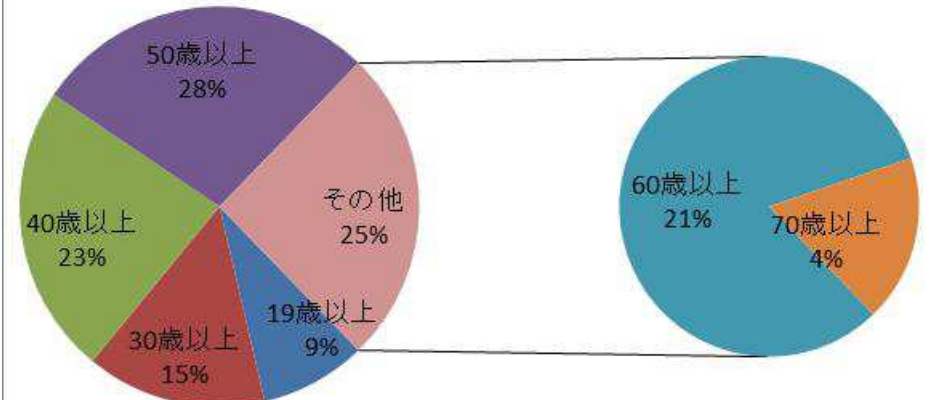
障害福祉サービス等の現状（障害別年代別）

18歳以下



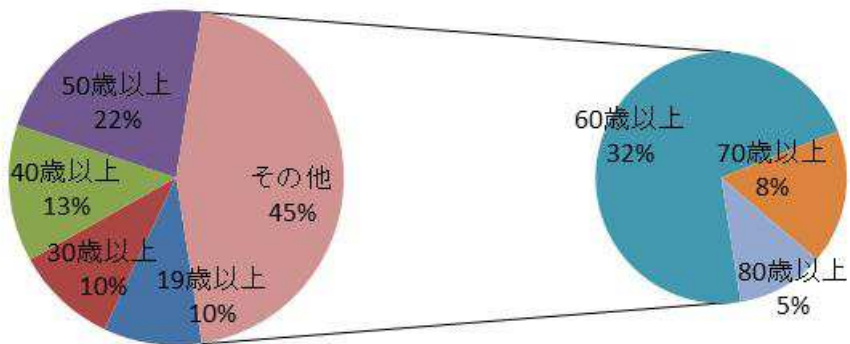
18歳以下は知的障害の利用が多い。

精神障害者

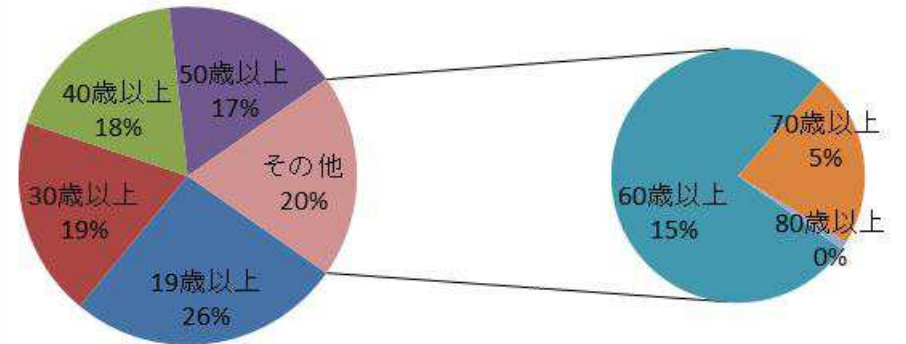


精神障害者は30代から50代の利用が多い。

身体障害者



知的障害者



第 3 期 障害福祉計画の進捗状況

第3期 障害福祉計画の進捗状況

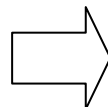
第3期計画で平成25年度の進捗状況については、下記のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

鶴岡市における地域移行の目標

1. 地域生活に移行する障害者の目標を**50人(21%)**とします。
2. 施設入所者の減少目標を**24人(10.0%)**とします。

※平成17年10月時点での施設入所者238人



平成24年度の地域移行

1. 入所施設からグループホーム等に地域移行した方・・・1人
2. 施設入所者数・・・7人減少

平成25年度の地域移行

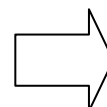
1. 入所施設からグループホーム等に地域移行した方・・・0人
2. 施設入所者数・・・11人減少

(2) 福祉施設からの一般就労への移行

鶴岡市における一般就労への移行の目標

※福祉施設利用者・・・日中活動を行っているサービス利用者で、生活介護、自立訓練（機能、生活）、就労継続支援（A型、B型）等の利用者をいう。

1. 福祉施設から**一般就労する人**を**15人以上**とします。
2. 福祉施設利用者のうち
就労移行支援を利用する人の目標を35人(3%)とします。
3. 就労継続支援利用者のうち**A型利用者の目標を80人(15%)**とします。



平成24年度の就労移行

1. 福祉施設からの一般就労・・・4人
2. 福祉施設利用者が就労移行支援を利用した方・・・8人
3. 就労継続支援A型の利用者数・・・63人

平成25年度の就労移行

1. 福祉施設からの一般就労・・・5人(24年度からの累計9名)
2. 福祉施設利用者が就労移行支援を利用した方・・・29人
3. 就労継続支援A型の利用者数・・・67人

※ 平成25年度 特別支援学校の鶴岡市出身の進路

一般就労：10名(9名) 就労継続支援A型：3名(1名) 就労継続支援B型：5名 自立訓練(生活訓練) 2名 生活介護 2名

第3期障害福祉計画のサービス見込み量に対する進捗状況

(1) 訪問系サービス

「居宅介護」の利用は横ばい傾向です。「行動援護」、「重度障害者等包括支援」は鶴岡市内に事業所がないため、利用がありません。データにはありませんが、居宅介護の利用者の多くは、65歳以上の高齢者は、28人で約17%が介護保険と併用しています。障害別では身体障害者の利用が71人の44%と多く、次いで精神障害者の利用が64人の39%となっています。

		24年度		25年度		26年度	
		時間/月	人	時間/月	人	時間/月	人
居宅介護	見込	2,937	178	3,036	184	3135	190
	実績	2,987	148	3,452	161		
	率	102%	83%	114%	88%		
重度訪問介護	見込	180	2	270	3	270	3
	実績	27	1	35	1		
	率	15%	50%	13%	33%		
行動援護	見込	48	4	96	8	96	8
	実績	0	0	0	0		
	率	0%	0%	0%	0%		
同行援護	見込	165	4	165	4	165	4
	実績	17	3	14	5		
	率	10%	75%	8%	125%		
重度障害者等包括支援	見込	480	1	480	1	480	1
	実績	0	0	0	0		
	率	0%	0%	0%	0%		

(2)日中活動系サービス、就労系サービス

「生活介護」は、施設入所者が多く利用しており、「施設入所支援」と「生活介護」の組み合わせで利用している人が、199人で、生活介護利用者336人の内59%となっています。「生活介護」を利用できる障害者は、原則区分3以上（50歳以上は区分2以上、施設入所者は区分4以上入所者の50歳以上は区分3以上）となっており、常時介護を必要とする方が対象となっているため、身体、知的障害の利用者が殆どとなっています。

「自立訓練（機能訓練）」の利用人数は少数となっています。このことは、身体障害者が入所、入院等からの地域移行するための生活レベル向上のため訓練するサービスで、限定的なためと考えられます。逆に自立訓練（生活訓練）の利用者が増えており、これは、知的障害者や精神障害者が施設や病院からの地域移行に伴って増えているためと考えられます。

就労移行支援は、事業所数が増えたことで利用が伸びており、就労継続支援A型は、事業所数が増えず横ばい傾向となっています。就労継続支援B型は、ほぼ見込みどおりとなっており、データにはありませんが障害種別割合では、知的、精神障害者が合計約91%となっています。

事業名		24年度		25年度		26年度	
		人日/月	人	人日/月	人	人日/月	人
生活介護	見込	5,560	310	5,680	330	5,920	340
	実績	6,485	330	6,674	336		
	率	117%	106%	118%	102%		
自立訓練 (機能訓練)	見込	84	6	84	6	84	6
	実績	26	2	30	2		
	率	31%	33%	36%	33%		
自立訓練 (生活訓練)	見込	1,290	86	1,290	86	1,290	86
	実績	1,626	98	1,697	102		
	率	126%	114%	132%	119%		
就労移行支援	見込	368	16	391	17	805	35
	実績	387	18	524	26		
	率	105%	113%	134%	153%		
就労継続支援 A型(雇用型)	見込	1,200	60	1,600	80	1,600	80
	実績	1,089	52	1,214	56		
	率	91%	87%	76%	70%		
就労継続支援 B型(非雇用型)	見込	6,930	385	7,200	400	7,470	415
	実績	7,046	408	8,190	423		
	率	102%	106%	114%	106%		

(4) 居住系サービス

共同生活援助の利用者は、精神障害者が63人で74%の利用となっています。

また、共同生活介護については、知的障害者が47人の63%と一番多い利用となっています。施設入所支援は、ほぼ見込みどおりとなっています。

事業名		24年度	25年度	26年度
		人/月	人/月	人/月
療養介護	見込	23	24	25
	実績	23	22	
	率	100%	92%	
共同生活援助	見込	90	95	95
	実績	80	85	
	率	89%	89%	
共同生活介護	見込	63	78	93
	実績	73	74	
	率	116%	95%	
施設入所支援	見込	231	223	214
	実績	227	229	
	率	98%	103%	

事業名		24年度		25年度		26年度	
		人日/月	人	人日/月	人	人日/月	人
短期入所	見込	192	24	208	26	232	29
	実績	143	22	217	29		
	率	74%	92%	104%	112%		

(5)相談支援サービス

平成 26 年 1 2 月末現在で、支給決定者 1 2 0 8 人のうち、実人数で 5 7 5 人（セルフプラン 3 3 人含む）となっており、全体の 4 7. 6 %の方が計画を作成しています。

相談支援事業所の開設は、平成 2 5 年度で 7 事業所となっており、平成 2 6 年度からの開設も予定されています。

サービス利用計画は、障害福祉サービスを利用するにあたり、本人の解決すべき課題、その支援方針をもとに、福祉、保健、医療、教育、就労などの幅広い支援分野から、本人に必要なサービス利用の組み合わせを計画するものです。

このサービス利用計画の作成の推進にあたって、平成 26 年度の国の緊急雇用対策事業による「地域人づくり事業」を利用し、「相談支援事業所サポート事業」を実施する予定です。

未作成の方については、今後障害者地域自立支援協議会の相談支援部会とも協議を進めながら順次実施していきます。
地域移行支援、地域定着支援については、県立病院の移転に伴いニーズが高まるものと予想され今後の利用の伸びが見込まれます。

(実績・・・平成 25 年 10 月)

事業名		24 年度	25 年度	26 年度
		人/月	人/月	人/月
計画相談支援	見込	100	170	240
	実績	48	97	
	率	48%	57%	
地域移行支援	見込	2	2	2
	実績	0	2	
	率	0%	100%	
地域定着支援	見込	2	2	2
	実績	0	2	
	率	0%	100%	

総合計画の見直し（H26 から H30 5 年間）

第4節 障害者の自立生活の実現

（1）障害者の相談支援体制の充実

○施策の方向

障害があっても地域のなかで安心して生活することができるよう、福祉サービスの拡充を図るとともに、様々な生活相談に応じ、それらを適切なサービスに結び付けることができる相談支援体制を整備します。

○主な施策

- ① 障害者が地域生活を営むうえで直面する様々な課題に対応するために、「障害者相談支援センター」の相談支援の取組みを推進します。
- ② 「障害者相談支援センター」を「基幹相談支援センター」として、障害者の権利擁護に関する啓発・支援や地域における相談支援事業者の助言指導を行うとともに、関係事業者などと連携して長期入院患者の地域移行支援などを推進します。
- ③ 幼児期から高齢期まで一貫した支援が行き届くよう、障害者の成長段階に応じた支援を行うため、保健、医療、保育、教育、雇用、福祉など関係機関の連携を強化し、特に支援機関が移行する際の「つなぎ目」での連絡調整の仕組みづくりを進めます。
- ④ 障害者の様々なニーズに総合的かつ効果的に対応するために、関係機関、関係団体、相談支援事業者、福祉サービス事業所などによるネットワーク（障害者地域自立支援協議会）を強化します。
- ⑤ 「県立こころの医療センター（仮称）」との連携により、早期の発見、治療、療育が有効とされる知的障害、精神障害、発達障害などに係る医療・教育・福祉の包括的支援体制の構築を図ります。

（2）障害者の地域生活支援の充実

○施策の方向

地域のなかで障害者が誇りと生きがいを持って自立した地域生活が営めるよう、居住サービスや余暇活動などの基盤整備を進めるとともに、心身の障害に対する市民の理解を進め、障害者にやさしい地域社会を構築します。

○主な施策

- ① 障害者のためのグループホームなどの居住サービスや日中活動サービス、余暇活動の基盤整備を進めます。

- ② 障害者が地域社会に温かく受け入れられるよう、市民の障害理解を進めるとともに、障害者の社会参加を促します。
- ③ 年齢や障害の有無にかかわらず誰もが安全・安心で、自由に街を歩くことができるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

(3) 障害者の就労支援の充実

○施策の方向

障害者が経済的基盤を確立して自立した地域生活を営んだり、自らの力を積極的に発揮して生きがいのある生活を送ることができるよう、障害者就労に対する市民や企業の理解を進めるとともに、障害者就労施設等の整備を促し、それら施設からの物品や役務の調達を推進するなど、障害者の就労を促進します。

○主な施策

- ① 障害者就労施設等からの物品や役務の調達を推進し、障害者就労施設等で働く障害者や在宅就業障害者などの自立を促進します。
- ② 就労に必要な訓練や求職活動を支援するとともに、適性に応じた職場の開拓などが円滑に進むよう関係機関との連携を強化します。
- ③ 障害者、企業、障害者就労施設等に対し、障害者雇用支援策の周知を図ります。

平成 26 年度 の 取 組 み

鶴岡市 平成 26 年度 予算概要

重点事項

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. 第 4 期障害福祉計画の策定 | 2. 自立支援給付費の適正な支給 |
| 3. 相談支援体制の強化 | 4. 地域生活支援事業の充実 |

H 2 5 当初 2,720,305 千円

H 2 6 内示 2,901,994 千円

鶴岡市重度心身障害（児）者社会参加促進事業（対象者 身体 1～3 級、療育 A、精神 1 級）

タクシー券の変更	年間 24 枚（+6 枚増）	→	一律 36 枚	支給単価	基本料金相当額	→	一律 500 円
給油券の変更	年間 12 枚（+3 枚増）	→	一律 18 枚	支給単価	800 円	→	500 円

平成26年度の取組み

- ①第4期 障害福祉計画
- ②グループホームケアホーム一体化
- ③障害程度区分から障害支援区分へ
- ④発達障害支援体制の構築
- ⑤基幹相談支援センターの取組み

第4期(H27~H29)計画に係る基本指針(案):主なポイント

<計画の作成プロセスに関する事項>

PDCAサイクルの導入
「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の
中間評価、評価結果の公表 等

<個別施策分野①:成果目標に関する事項>

福祉施設から
地域生活へ
の移行促進
(継続)

精神科病院から
地域生活へ
の移行促進
(成果目標の
変更)

地域生活支
援拠点等の
整備
(新規)

福祉から一般
就労への移
行促進
(整理・拡充)

<個別施策分野②:その他>

障害児支援体制の整備
(新規)

計画相談の連携強化、研修、虐
待防止 等

(出典:厚生労働省ホームページ)

成果目標と活動指標の関係 (成果目標)

(活動指標)

(基本指針の理念)自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会に

施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

(都道府県・市町村)

- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減

入院中の精神障害者の地域生活への移行

- 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇
- 入院後1年時点の退院率の上昇
- 在院期間1年以上の長期在院者数の減少

(都道府県・市町村)

- 自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数

障害者の地域生活の支援

- 地域生活支援拠点の整備

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者、利用日数
- 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)

福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労移行支援事業の利用者の増加
- 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

(都道府県)

- 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数
- 委託訓練事業の受講者数
- 障害者試行雇用事業の開始者数
- 職場適応援助者による支援の対象者数
- 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

(出典：厚生労働省ホームページ)

児童発達支援センター等における利用者負担の多子軽減措置について

- **平成26年度予算案において、兄・姉が保育所、幼稚園等に通っている児童発達支援センター等の利用者の負担軽減措置（多子軽減措置）に係る費用を計上。**

* 現行制度の概要

（保育所）兄・姉が就学前（保育所、幼稚園等に通っている）の場合には、徴収金が第2子目は半額、第3子目はゼロ。

（幼稚園）利用世帯については費用徴収額の設定ではなく利用費助成の形で構成。

兄・姉が就学前の場合には、第2子目は所得層によっては半額、第3子は全階層でゼロ。

（* 幼稚園の場合には、兄・姉が小学校3年までの場合も所得層によっては軽減あり。）

- **想定している仕組みの概要は、次のとおり。**

- （1）児童発達支援センター等を利用している障害児の利用者負担についても、保育所と同様に第2子目半額、第3子目以降ゼロとする。
- （2）実施時期は平成26年4月。当面は償還払いによる対応を想定しているが、システム改修を経た上で、システムを介して事業所に支払う形とする予定。

⇒ **各都道府県・市町村においては、軽減対象となる児童数の把握等の準備に遺漏のないようお願いしたい。**

（出典：厚生労働省ホームページ）

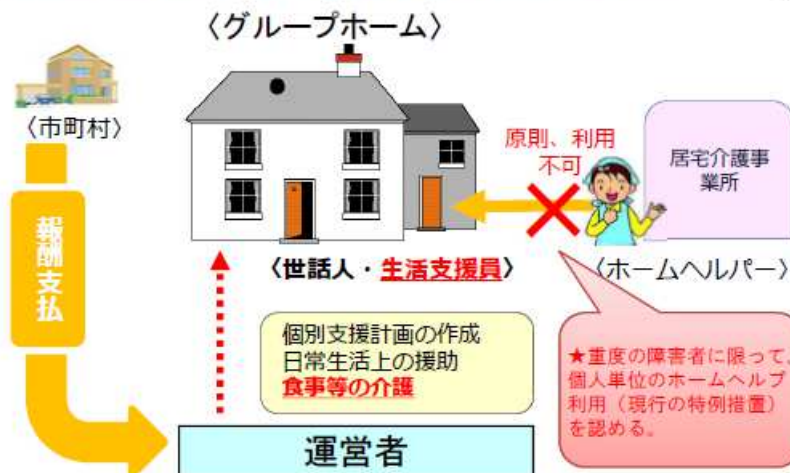
(参考資料5) 一元化後のグループホームにおける介護サービスの提供形態

一元化後のグループホームは、介護を必要とする者としめない者が混在して利用することとなり、また、介護を必要とする者の数も一定ではないことから、全ての介護サービスを当該事業所の従業者が提供するという方法は必ずしも効率的ではないと考えられる。一方、これまでのケアホームと同様に、馴染みの職員による介護付きの住まいを望む声もある。

グループホームで提供する支援を「基本サービス(日常生活の援助等)」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2階建て構造とし、介護サービスの提供については、① **グループホーム事業者が自ら行うか(介護サービス包括型(現行ケアホーム型))**、② **グループホーム事業者はアレンジメント(手配)のみを行い、外部の居宅介護事業所に委託するか(外部サービス利用型)**のいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みとする。

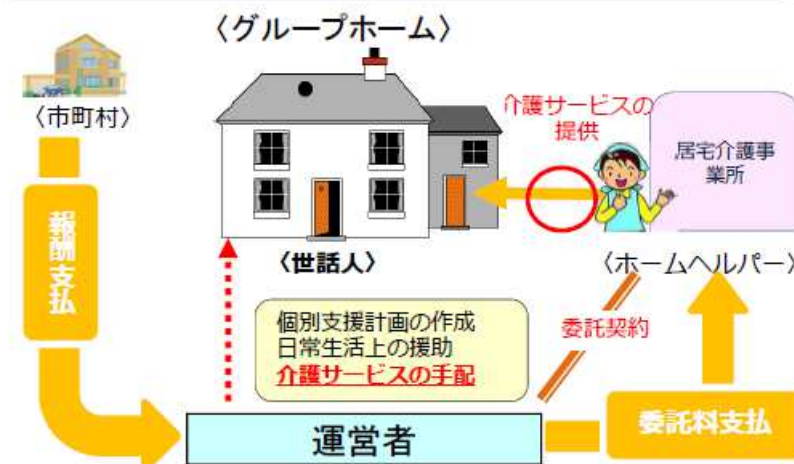
介護サービス包括型のイメージ

- ★介護サービスについては、現行のケアホームと同様に当該事業所の従業者が提供。
- ★利用者の状態に応じて、介護スタッフ(生活支援員)を配置。



外部サービス利用型のイメージ

- ★介護サービスについて、事業所はアレンジメント(手配)のみを行い、外部の居宅介護事業者等に委託。
- ★介護スタッフ(生活支援員)については配置不要。



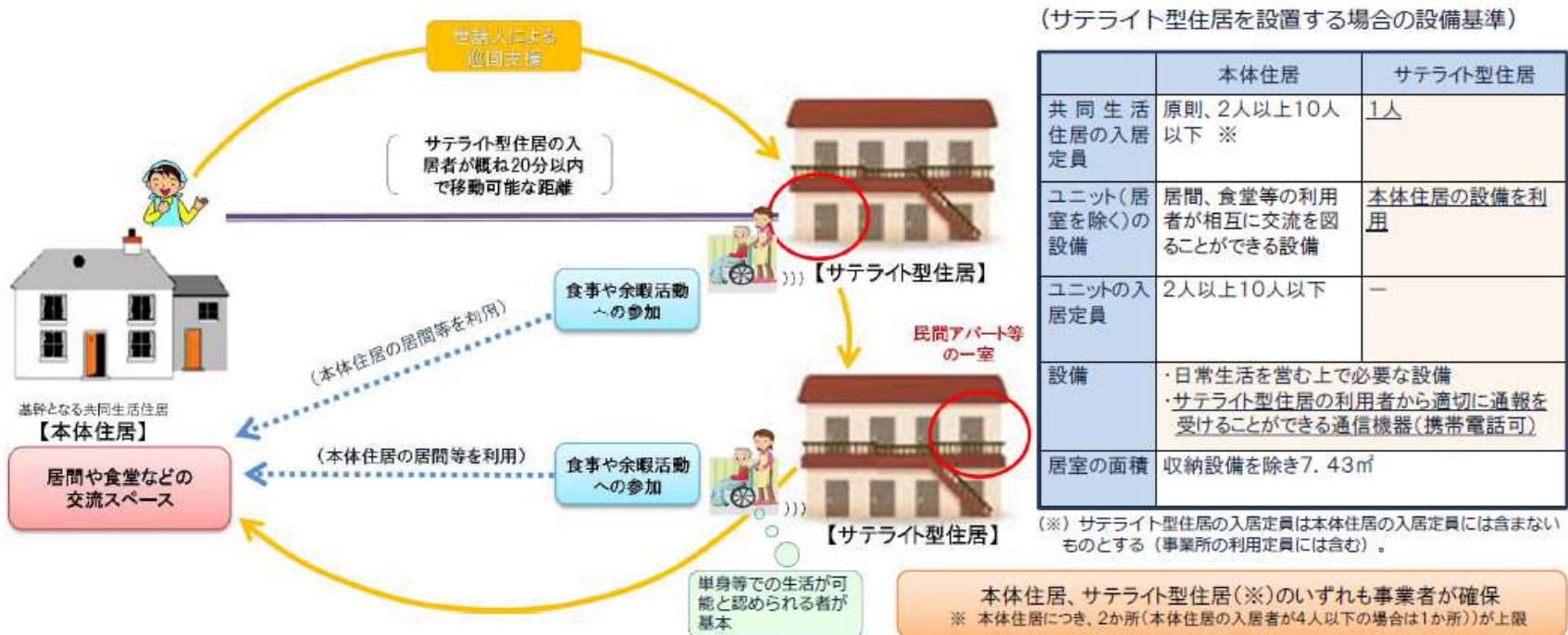
(出典：厚生労働省ホームページ)

(参考資料7) サテライト型住居の概要

- 地域生活への移行を目指している障害者や現にグループホームを利用している障害者の中には、共同住居よりも**単身での生活を望む人**がいる
- 少人数の事業所が経営安定化の観点から、定員を増やそうとしても**近隣に入居人数など条件にあった物件がなく**、また、物件が見つかっても界壁の設置など**大規模改修が必要となるケースも少なくない**との声がある。

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として

ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みを創設



(出典：厚生労働省ホームページ)

地域における居住支援に求められる機能について

- これらのニーズから、どのような機能が求められているのかという点について検討すると、おおむね以下のように分類できるのではないか。

求められる機能

- 相談（地域移行、親元からの自立）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）



- ・ 障害者の地域生活の支援については、障害福祉計画等に基づき取組を進めているところ。
- ・ 今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、上記のような機能をさらに強化していく必要がある。
- ・ その際、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの独立等、生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要である。

(出典：厚生労働省ホームページ)

障害支援区分への見直し

障害程度区分

【定義】

障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すもの。

【課題】

障害程度区分は、知的障害者及び精神障害者について、一次判定で低く判定され、二次判定で引き上げられている割合が高いことから、障害の特性を反映するよう見直すべきではないか、との課題が指摘。

※二次判定で引き上げられた割合

[平成22年10月～平成23年9月]

身体：20.3% 知的：43.6% 精神：46.2%

[平成23年10月～平成24年9月]

身体：17.9% 知的：40.7% 精神：44.5%

障害支援区分

【定義】

障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

【施行期日】

平成26年4月1日

【適切な障害支援区分の認定のための措置】

政府は、障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。

【法施行後3年を目途とした検討】

政府は、障害者総合支援法の施行後3年（障害支援区分施行後2年）を目途として、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。



(出典：厚生労働省ホームページ)

障害支援区分への見直し（案）

1. 新判定式（コンピュータ判定式）の構築

① コンピュータ判定式の見直し

現行の二次判定により近い一次判定が全国一律で可能となるよう、コンピュータ判定式の抜本的な見直し。

② 警告コードの廃止

一部の組み合わせだけでは障害の特性か、入力ミスかを判断することは困難なため、警告コードを廃止。

2. 認定調査項目の見直し（106項目 → 80項目）

① 調査項目の追加 [6項目]

現行の調査項目では評価が難しい知的障害者や精神障害者の特性をより反映するため、調査項目を追加。

② 調査項目の統合 [14項目 → 7項目]、削除 [25項目]

評価が重複する調査項目を統合するとともに、他の調査項目や医師意見書で評価できる項目を削除。

③ 選択肢の統一

「身体介助」「日常生活」「行動障害」に係る各調査項目の選択肢を統一。

④ 評価方法の見直し

できたりできなかつたりする場合、「より頻回な状況」から「できない状況」に判断基準を見直し。

⑤ その他（認定調査項目以外の活用）

医師意見書の一部項目を、コンピュータ判定で直接評価。

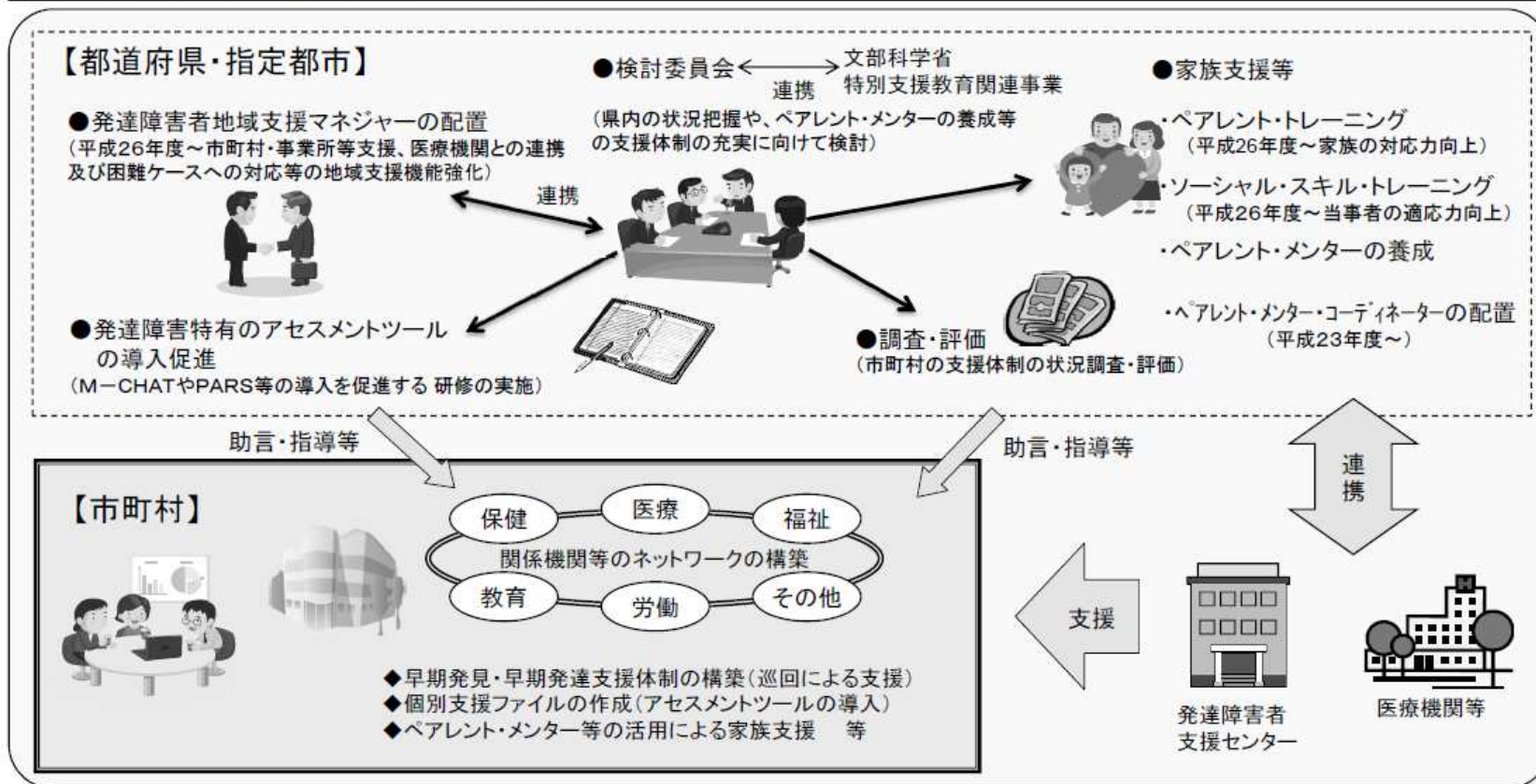
（出典：厚生労働省ホームページ）

発達障害者支援体制整備

平成25年度より地域生活事業において実施

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、関係機関等によるネットワークを構築し、支援体制を整備するとともに、ペアレント・メンターの養成等により、発達障害児(者)及びその家族に対する支援の強化を図る。

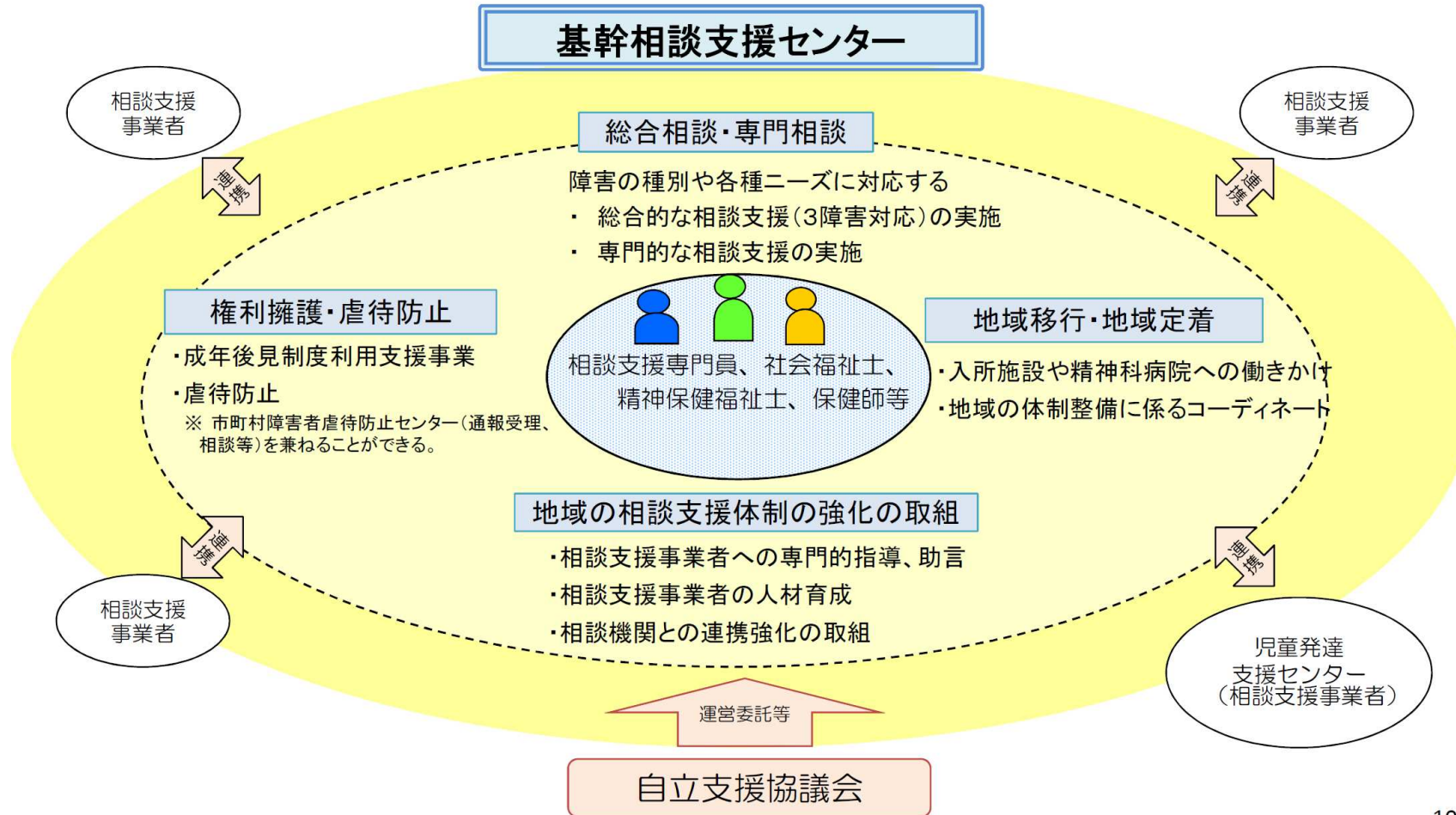
さらに、平成26年度から、家族支援及び当事者支援としてペアレント・トレーニングとソーシャル・スキル・トレーニングを新たにメニューに追加するとともに、発達障害者支援センター等に「発達障害者地域支援マネジャー」を配置するなど、地域支援機能の強化を図る。



(出典：厚生労働省ホームページ)

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。



基幹相談は指定相談が始まる (仕組みが変わる)今こそ必要！



(出典：厚生労働省ホームページ)